

ネットとうほく NEWS

仙台では、観測史上 2 番目の早さで桜の開花が発表され、あっという間に満開に。桜の季節は駆け足で過ぎて行きましたが、これからは木々の緑が眩しく、心地良い季節が訪れます。

■ 適格消費者団体認定から 1 年が経過しました

2017 年 4 月 25 日、ネットとうほくが適格消費者団体の認定を受けてから早いもので 1 年が経過しました。適格消費者団体としての体制を整えるのはもちろん、ネットとうほくのことを知つもらうために色々な場所で適格消費者団体や消費者団体訴訟制度について話しをしてきました。

その甲斐あってか、2017 年度には 31 件の情報提供が寄せられました。中にはネットとうほくとして取り上げることのできない情報もありますが、いただいた情報は検討委員会において法的問題点を検討し、事業者に対して「照会」や改善の「申入れ」を行っています。

また、3 月 5 日に国及び宮城県から行政処分（業務停止 6 ヶ月）が出された消火器リース業者である株式会社防災センターに対して、ネットとうほくでも申入れを行い、更に 2 月 22 日、消費者契約法第 41 条による差止請求通知（訴訟予告通知）を行いました。相手方事業者が一旦会社登記の閉鎖・事業行為中止を表明したため、訴訟提起には至っていませんが、その後再度会社登記を復活させるなどしているため、今後の動向を注視し、対応について検討を続けていきます。

■ 2017 年度 3 月期講演会を開催しました

3 月 10 日（土）、仙台市市民活動サポートセンター 6 階セミナーホールにおいて、ネットとうほく検討委員でもある東北学院大学法学部横田尚昌教授を講師に、講演会「生命保険・入口から出口まで～押さえておきたい基礎知識と保険金請求のポイント～」を開催しました。法曹関係者、行政関係者、消費生活相談員、業界関係者、一般消費者など、約 40 人の参加がありました。

まず、吉岡和弘理事長より「消費者は品物を購入する際、目で見て、触れて購入できる。保険商品は、食べ物のように五感で感じることはできないので、こんなはずじゃなかつたと思うことも多々あるのでは？」と挨拶がありました。

講演では、保険料と保険金の関係の他、保険の構造と最も問題となりうる「告知義務」について判例を紹介しながら説明していただきました。確率はわずかでも、誰にでも起こる可能性がある場合に保険が成り立つという構造を宝くじになぞらえて話されました。また、保険媒介者（=単に生命保険の勧誘を行う生命保険募集人や損害保険の媒介代理店）に告知していても告知したことにはならない、仮に告知妨害や不告知教唆があったとしても立証するのは難しいので、既往症について相談する際はボイスレコーダーで記録しておくと良い、医師の診査を受ける際は聞かれたことを医師の前でメモをしておくと良いとのことでした。

最後に、鈴木裕美理事よりネットとうほくの活動紹介や差止請求についての報告、行政処分と差止請求の違いについての説明がありました。

参加者からは「わかりにくい保険の仕組みを楽しく聞けた」「告知義務違反についての知識を得られた」などの感想が寄せられました。



講師 横田尚昌教授



講演会の様子

■2017年度第6回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

3月8日（木）18：30から、仙台弁護士会館において、2017年度第6回消ラボを開催し、26名が参加しました。今回は、ネットとうほく検討委員でもある羽田さゆり東北学院大学講師が「クレジット名義貸しの法的問題点（最高裁平成29年2月21日判決を踏まえて）」というテーマで解説をしました。



羽田さゆり講師

まず、平成29年2月21日裁判例について判例解説がなされました。細かい事案の内容については紙面の関係上省きますが、販売業者から売買代金の負担はさせないからとの勧誘を受けて名義を貸した顧客（Y）らに対し、クレジット業者（X）が立替金の支払いを求めたものです。Yらは、Xの請求に対し、改正割販法第35条の3の5に基づく不実告知による立替払契約の取消しやクリーリングオフによる契約の解除を求めていました。

控訴審は、X側の請求が認められる旨判示しましたが、最高裁では改正割販法に基づく契約取消しの可能性を認め、高裁判決を破棄差戻しました。

今回の消ラボでは、三者型販売信用取引における売買契約と立替払契約の関係性について、また、名義貸しをしてしまった消費者の要保護性について議論がなされました。

羽田委員からは、本件判例の意義につき、改正後の割販法35条の3の13第1項の制度趣旨が、購入者保護の徹底であることが確認されたこと、重要事項に動機も含むと解されたこと、不実告知についてクレジット業者の認識可能性を問わず取消しを認めたことであるとの解説がありました。

また、名義貸しについての議論につき、無償協力型、有償協力型、共謀型といった程度があるとの整理の下、形式的には「名義貸し」に該当する場合でも、立替払いの取消しや無効を主張できる可能性があることを本判決は示したものであるとの指摘がありました。

続いて、検討委員である酒井未帆弁護士から、上記判例と関連する自動車販売店における立替払いが問題となった裁判例及び実務におけるクレジットトラブルについての紹介がありました。



酒井未帆弁護士

クレジットトラブルとしては、インターネット詐欺事案において支払い停止の抗弁に応じない業者がいたことや、親のクレジットカードを子が利用して相当の金額を請求された事案などについて、紹介がありました。

意見交換では、「名義貸し」とのネーミング自体、ミスリーディングかつ問題とすべきであり、本来は業者側の「名義借り」であろうこと、本判決を事例判断として捉えるのではなく、リーディングケースとして扱っていくべきといった意見や、消費生活センターにおいても包括クレジット契約のトラブルが増えており、注意すべきであるといった情報提供がありました。

2017年度消ラボも今回が最後となりました。多くの検討委員のご協力のもと、のべ135名の参加がありました。また、消ラボの2年間の研究成果をまとめた書籍「先端消費者法問題研究－研究と実務の交錯－」を発刊し、多くの方にこの活動を知っていただくことができました。

2018年度も最新の消費者被害事例などをテーマに消ラボを開催いたします。第1回目は5月14日（月）18：30から仙台弁護士会館において、中里真福島大学准教授を講師に「デジタル遺品の法的取扱い（仮題）」というテーマで開催します。参加ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

◆2回目以降のテーマは下記を予定しています。

日程	テーマ	講師
第2回 7月 9日 (月)	通信販売の法的責任～瑕疵担保責任規定の2017年民法改正を踏まえて	丸山 愛博 (青森中央学院大学准教授)
第3回 9月 10日 (月)	デート商法の問題の所在 ～2018年消契法改正案を踏まえて	栗原 由紀子 (尚絅学院大学教授)
第4回 11月 12日 (月)	仮想通貨について	小笠原 奈菜 (山形大学准教授)
第5回 2019年 1月 21日 (月)	高齢者賃貸契約における身元保証問題	窪 幸治 (岩手県立大学准教授)
第6回 3月 18日 (月)	リース契約について	山崎 晓彦 (福島大学准教授)

※日程、テーマが変更になる場合がありますので、HPでご確認ください。

■2018年度通常総会・総会記念講演会のお知らせ

会員の方には既にご連絡を差し上げておりますが、ネットとうほく 2018 年度通常総会を 6 月 30 日 (土) 12:00 より仙台弁護士会館 4 階ホールにて開催いたします。適格消費者団体となって 1 年間の事業報告やこれからのネットとうほくを盛り上げていく為の 2018 年度活動計画を決定する大事な総会です。会員の方は是非、ご参加ください。(傍聴も可能です。)

また、総会に先立ち 10:30 より総会記念講演会を開催いたします。会員はもちろん、会員以外の方も参加できますので、お誘い合わせの上ご来場ください。お待ちしております。

ネットとうほく総会記念講演会 「最近のネット取引における消費者トラブルの現状と対策」

日 時：2018年6月30日（土） 10:30～11:50 （開場 10:00）

会 場：仙台弁護士会館 4 階ホール

定 員：150名 *参加費無料

講 師：原田 由里 氏（一般社団法人 EC ネットワーク理事）

*詳細は、チラシ、HPをご覧ください。



■岩手県と意見交換会を行いました

3月12日(月)、岩手県立県民生活センターと意見交換会を行いました。ネットとうほくの活動概要と岩手県内の会員状況について報告し、消費者被害防止に向けた岩手県とネットとうほくの協働について意見交換をしました。岩手県からは、県内の会員に「サテライト」のような機能を持たせられないか、との意見が出されました。



【参加者】

岩手県立県民生活センター	菊池光洋所長、菊池美代主幹兼次長、武田顕主任主査
ネットとうほく	吉岡和弘理事長、磯田朋子理事、野崎和夫理事、吉田敏恵団体正会員

■リレーエッセイ

5回目を迎えたリレーエッセイ。今回は検討委員会副委員長の高橋大輔理事です。

4月25日でネットとうほくは適格消費者団体認定から1年になりました。

霞ヶ関の庁舎で大臣から認定証をいただいたのがつい先日に思えるほど、あっという間の1年間でした。

認定前は事業者に対する申入れ活動も結果に結びつかないことが多くありましたが、認定後は真摯に対応してもらえるようになりました。その反面、大きな影響力を持つ適格消費者団体の名前に恥じない活動をしなければならないという責任を感じることが多くなりました。

事業者に対して申入れをし、また差止請求訴訟を提起する活動を行う適格消費者団体は、事業者に敵対するだけの関係にあるように思われがちです。

しかし、適格消費者団体には消費者を守るだけでなく、その活動を通して、事業者が改善すべき点を検討する機会を与える側面もあります。事業者が一度行政から業務停止や措置命令を受ければ、その信用や企業イメージは大きく傷つきます。場合によってはそれが事業の存続 자체を左右することもまれではありません。

一方で適格消費者団体の活動で問題点にいち早く気づき、対応することによって、事業者はそのような危険を避けられることがあります。それは、事業者が自らの負担で行うべきチェックを適格消費者団体が代わって行っていると見ることもできます。

ネットとうほくは今後も、消費者のために、また事業者のためにもなる活動を一つ一つ積み重ねていきたいと思います。

そして、会員のみなさまには1歳になったネットとうほくのこれから活動を見守っていたとき、ぜひ応援していただければと思います。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライティシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp